

第1回遠軽町町民憲章等検討委員会会議録

日 時	平成27年8月5日(水) 午後1時30分～午後3時
場 所	遠軽町役場 議会委員会室
出席委員	中村康男、藤田琴絵、吉川紘、青木寛、辻喜代志、石井康子、佐藤正美、谷口寿康、矢木優、富永史朗、宮崎良公、木村一則、斉藤晴行、高野郁子 (14人)
欠席委員	舟木廣隆、大久保真由美、今野政男(3人)
町(事務局)	佐々木町長、加藤部長、舟木課長、今井主幹、堂前係長

委嘱状の交付

佐々木町長から委員に委嘱状を交付

会議次第

- 1 開会 舟木課長
- 2 町長挨拶 佐々木町長 ※挨拶終了後、退席
- 3 報告

(1) 合併協議における経過と現状について(資料1) 今井主幹説明

(2) 遠軽町町民憲章等検討委員会条例について(資料2) 今井主幹説明

〔吉川委員〕 条例第2条第2号の町花・町木等の選考及び素案ですが、素案とは何をつくるのか。

〔舟木課長〕 素案というのは、町花・町木等になると、例えば花や木の名前となり、その他ということであれば、それ以外の名前が出てきます。町民憲章であれば、文章を素案として出すことを想定していますが、協議の中で町民憲章は必要ですが後については考えてくださいということもあるかもしれません。こちらの想定では、素案まで作っていただきたいという趣旨であります。

〔吉川委員〕 町民憲章の場合では、文章が素案。町花・町木では、例えばヒマワリとかエゾヤマザクラだと思うが、選定したほかに何かつくるのか。

〔舟木課長〕 選定ということ結構です。

〔佐藤委員〕 花とか木など書いてあるが、などというのは、例えば白滝ジオパークの石というものがあるが、これも含んでも良いのか。

〔舟木課長〕 協議の中で合意があれば結構だと思います。などということ、こちらの方からの想定はありません。

〔佐藤委員〕 ジオパークで石が注目を浴びているので、名前はわからないが、石も入れた方が良くと思う。

4 議事

(1) 委員長及び副委員長の互選について

〔加藤部長〕委員長及び副委員長につきましては、条例第6条第1項の規定により、委員の互選により選任することになっています。選任の方法につきましては自薦、他薦等どのような方法がよいでしょうか。皆様の意見をいただきたいと思います。

〔中村委員〕事務局案というのがありますか。

〔加藤部長〕事務局案という意見がありましたが、よろしいでしょうか。

〔委員〕はい。

〔舟木課長〕事務局案ということですが、はじめに議案の12ページに名簿がありますので、お開きください。委員の内訳ですが各地域審議会から3人、識見を有する者から2人、公募による者から3人となっております。今後の協議にもよりますが、例えば多数決となった場合、各地域から選出の委員は同数の方が良いと事務局では考えております。このため、識見を有する者から選出されております富永史朗さんを委員長に宮崎良公さんを副委員長に選任していただきたいと考えております。

〔委員〕異議なし。

〔加藤部長〕異議なしという声がありましたので、委員長には富永さん、副委員長には宮崎さんをお願いしたいと思います。これからの議事は富永委員長をお願いしたいと思います。

〔富永委員長〕大変重要な会議でありまして、皆さんの協力をいただきながら、役目を果たしていきたいと思いますので、皆さんよろしく申し上げます。

(2) 所掌事務の進め方について（資料3） 堂前係長説明

〔矢木委員〕議会の議決となっているが、議会から差し戻されることはあるのか。町長に具申して、また委員会に戻ってくることはあるのか。

〔舟木課長〕町長に具申していただいた後に、町として議会に提案するか、まず検討します。議会に提案した中で議会として議決するのか、しないかは議会の判断となります。

〔矢木議員〕議決しないで、戻されることはないのか。

〔舟木課長〕それは、わかりません。議会での結論になります。

〔吉川委員〕町長が提案をするのだから、町長は頑張ると思う。

〔宮崎副委員長〕素案をつくるというのは、例えば誰か別な人に素案の作成をお願いすることはどうなのか。

〔舟木課長〕そこまでは、想定していません。皆さんの中で素案を作成していただきたいと思います。

〔富永委員長〕例えば、町民憲章が必要だと決まったときに、素案が具体的で分かりや

すく、品のある文章ができないときはどうなるのか。

〔舟木課長〕 条例第7条第4項で、委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができるとなっています。ただし、それによって素案全てのものをお願いすることは想定していません。

〔富永委員長〕 基本的には、素案の文章化等については、この委員が作成することが基本である。

〔舟木課長〕 後は、庶務として事務局がお手伝いをしていきます。

〔富永委員長〕 事務局がお手伝いをするので、理解してください。

(3) 旧4町村の町(村)民憲章について(資料4) 堂前係長説明

〔中村委員〕 北見市は合併後、新たに制定されたのか。

〔加藤部長〕 そうです。合併後どのような形でつくられたのか調べきれっていませんが、市民憲章はあります。

〔富永委員長〕 管内的に見ますと、18市町村のうち、3町だけがつくっていない。湧別は合併したばかりで期間が浅いからなのか。

〔舟木課長〕 湧別町は、自治基本条例をこの頃策定しましたので、その中で町民憲章的なことが前文であるので、今のところ策定する予定はないとのこと。

〔富永委員長〕 大空町の動向どうか。

〔舟木課長〕 大空町は確認しておりません。

〔宮崎副委員長〕 町民憲章のことですが、9ページのまちづくり自治基本条例の前文では、最後にすべての町民に共有され、遵守される最高規範となっているが、町民憲章をつくった場合、まちづくり自治基本条例との上下関係はどうなるのか。町民憲章をせっかくつくったのに自治基本条例の下になるのか。もう一つは今月、第2次遠軽町総合計画が配布された。これも相当なものだと思う。これを考えたときに町民憲章というのは、どういうことになるのか疑問に思った。町民憲章をつくる、つくらないと関係するので、この辺を整理しておかないとつくったのに批判が出てくることも想定されるので、押さえておく必要がある。

〔富永委員長〕 簡単に言うと、町民憲章の位置づけがどうなるのかだと思う。町民憲章が上にあって自治基本条例があるのか。それとも並列なのか。

〔舟木課長〕 まちづくり自治基本条例というのは、それぞれの町において色々な条例がございます。その条例が何に基づいて制定されているか。たとえば、個人情報の保護については、法律上は必要ありませんが、条例の中で、個人情報の保護について定めており、行政評価についても条例のなかで書かれています。また、条例の中の最高規範として前文で規定されています。町民憲章については、それぞれ住民の規範となるものとして、町民憲章をこれから検討してもらいますので、あくまでも条例の部分と

皆さんの心の寄り所になる部分ですので、どちらが上とか下とかではありません。あと、総合計画につきましては、一定期間で更新されます。今後の協議でいるのか、いないのかは、皆さんで協議していただきたいと思います。

〔富永委員長〕町民憲章がもし必要だと決めて、つくる場合には、まちづくり自治基本条例と齟齬をきたさないようにつくっていかないといけないと思う。かい離してはだめだと思う。町民憲章は品格があって、崇高で優しい文章で、わかりやすくする必要はあるが、なかなか難しい。

〔矢木委員〕シンボルになるものを皆で選んで言葉をつけていくものだと思う。合併後のシンボルをつくって、そのあとに条例がついてくるものだと思う。

（４）旧４町村の町（村）花及び町（村）木について（資料５） 堂前係長説明

〔富永委員長〕旧遠軽町の平成６年以前の花はなんだったのか。

〔中村委員〕制定されていなかった。

〔富永委員長〕なかったのか。

〔舟木課長〕ありませんでした。町民憲章は平成９年で、町花・町木は平成６年に制定されました。

〔佐藤委員〕コスモスは何年から始めたのか。

〔中村委員〕平成１５年頃から。

〔吉川委員〕最初の頃は、見晴の上に植えたりもしていた。

〔中村委員〕平成１１年頃からヒマワリは植えていた。平成６年に制定されてから、その後、コスモスに変わっていった。

〔宮崎委員〕町民は混乱している。コスモスは町花でも何でもいいのか。

〔中村委員〕町花ではない。

〔谷口委員〕丸瀬布は、ちょうど藤まつりが始まった頃に制定されている

〔矢木委員〕白滝もゲートボール公園の脇に植えてあるくらい。

〔富永委員長〕それぞれの地域に昔からある花とか木とかは、歴史的なものだから、各地域のこれが良いという想いは相当あると思う。旧遠軽町は、ヒマワリからコスモスに変わり、その次に１０年位たったら変わるかもしれない。

〔中村委員〕町花は変わっていない。ヒマワリも合併時に一旦なくなっている。

〔吉川委員〕新設合併だから、決めなおそうとしていたが、１０年先延ばしになっている。

〔宮崎副委員長〕木や花が圧倒的に多いが、石とか動物とか色々ある。例えば黒曜石とかがある。

〔吉川委員〕オオイチモンジもある。

〔矢木委員〕問題はこの地域をそういうものでPRできるものを決めていかないとはいけ

ない。3つや4つあっても良いと思う。

〔吉川委員〕大事な意見だと思う。あればいいというものではない。それを何のためにつくるのか、つくった後にどう活かして行くのかをセットにしていかないと全然意味がない。決めたら、観光に活かすとか象徴として活かしていくとか、あるいはお菓子をつくるとか、広島のもみじまんじゅうのように。町花とお菓子などを連動させていくようにしていく必要がある。

〔富永委員長〕町花・町木についての具体的なことについては、今の段階で決めるのは早いので検討する中で吉川委員が言ったことも含めて、石もあるし鳥も川魚もあるし、そういうものも含めてこの後検討していくこととしたい。

〔富永委員長〕大空町は、複数あるが、こういう町もあるのか。

〔舟木課長〕2町の合併だと、こういうのもあります。

5 協議

〔富永委員長〕委員の皆さんの意見を伺いたい。今日で結論を出すことはしないが、まず、町民憲章の制定の是非について議題としたい。

〔矢木委員〕つくるべきだと思う。

〔中村委員〕私もつくるべきだと思う。すでに遠軽町は120年にもなり1世紀を過ぎ、立派な歴史ある町になっている。そういう中で町民憲章を土台にしながら、これからどう進めるべきかの目標にするのと、白滝の黒曜石のジオというものは他にはない特殊なものを活かした中で、明確な町民憲章をつくるべきだと思う。一般的な町民憲章よりも遠軽の特徴ある町民憲章ができればと思う。

〔富永委員長〕特別な素晴らしい町民憲章をつくるべきだとの意見がありました。

〔矢木委員〕蝶や生田原の銀山など全部をジオパークに絡めて、みんなで考え結びつけていく方がいいと思う。突発的に黒曜石だけではジオパークは成り立たない。遠軽町がまとまって各地域を繋げてほしい。4つの特色をうまく絡めた雰囲気になるとありがたい。白滝にこだわると良いものがないし反発も出てくる。

〔中村委員〕湧別川流域がジオ全体である。特異な地質の場所だと思う。

〔富永委員長〕町民憲章の是非について、反対意見ありませんか。

〔吉川委員〕私もつくるべきとの意見であるが、ただ町民憲章をつくり、役場に石碑あるが、それだけではもったいない。町民生活の規範で目標であるから、つくった後は例えば子供たちに学校で終業式などに唱和するとか、できれば暗記。青年会議所では綱領とかを唱和する。ロータリーでも4つのテストとして行う。そういうふうにしてせっかくの目標ですから、町民一人ひとりが邁進していくようにしないと意味がない。つくった以上は広めていく必要がある。あまり難しくせず、簡単にしたほうが良いと思う。

〔富永委員長〕ただつくるのではなく、町民及び児童生徒等が心に響くようなもので活用できるものとして、難しいものではだめという意見である。ところが、優しい言葉で中身のある言葉はすごく難しい。とにかく前向きにつくったほうが良いとの意見である。それでは、町民憲章について、皆さんのご意見で町民憲章をつくることで決定してよろしいですか。

〔委員〕はい。

〔富永委員長〕次に、町花・町木の2つについてご意見をいただきます。その他についてはその後にします。

〔矢木委員〕つくるべきだと思います。町民憲章をつくるのであれば、町花・町木がないと意味がない。合併になった以上、何かつくるべきだと思います。合併10周年になるし、きちんと決めたほうが良いと思う。

〔青木委員〕旧遠軽町の町花がヒマワリなのに、いつの間にかコスモスに変わったが、これからコスモスをどのようにしていくのか。

〔中村委員〕合併したときに一旦なくなっており、その時点でヒマワリは、なくなっている。町花にしようというのではなく、観光手段としてコスモスという形をとった。

〔吉川委員〕町花をヒマワリに決めた後、山の上の再開発ということでコンサルに委託して計画をつくったことがある。そのときはヒメナデシコであった。それで、誰が決めたということになった。町の花屋や愛好家の意見ではなく、日本の大きな種屋に意見を聞いたとのことであった。それではだめではないかという意見となった。一時、「はなかいり」というものをつくり本州に視察を行って勉強した方もいたが、結論が出なかった。私もよく分からないが、コスモスを植えた。

〔中村委員〕当時、いろんな花を植え、たまたまコスモスがきれいに咲いた。平成14年に仮オープンして、皆さんが喜んでくれたので、コスモス園ということになった。

〔吉川委員〕ヒマワリも見晴の上など、色々な場所に植えたが、コスモスを植えるようになった。

〔富永委員長〕当時、コスモスはきれいに咲いていた。町民も植えていたが、合併で未制定となってから、減ってきた。

〔中村委員〕合併するまでは、ヒマワリも同じく植えていた。

〔吉川委員〕ヒマワリを3～4年やったが、コスモスに変わった。町花はヒマワリで変わりはなく、植える花が変わった。また、そのときは町花をヒマワリと決めた委員がむくれていたことがあった。

〔富永委員長〕遠軽の経過についてはわかりました。

〔青木委員〕現実の問題として、観光協会からコスモスの種の無料配布されるが、手を挙げる人がいない。庭に植えると増えて大変である。

〔吉川委員〕自治会で役場前通りに植えているが、7月中旬になると咲いてくる。ちょ

っと困っているのは、雨が降ると倒れてしまう。もう一つは秋に抜くが、ごみに出すのが大変である。増えるときは、間引きすると良い。

〔富永委員長〕丸瀬布の国道は、マリーゴールドがきれいに咲いている。

〔佐藤委員〕自治会でやっているが、高齢化により距離を短くしているが、大変である。町木のアカエゾマツも植えているが、交通事故のもとになっているとかで、抜くとか言っている。

〔富永委員長〕道路脇の花で一番きれいである。

〔佐藤委員〕アカエゾマツは、長くなると街灯の障害や脇から出てくる方の交通障害になる話があつて、開発と話をしている。

〔谷口委員〕丸瀬布は昭和48年に制定ということで、藤まつりが40数回を数え、宣伝もして観光客も全道から来てもらえるようになってきている。ちょうど制定の頃にまつりが始まり、植え始めたのは80年前の1株からで現在に至っている。藤の剪定を地域一丸で行っている。町花として、藤の花が同意をいただけるのであればという思いである。

〔富永委員長〕意見は当然である。藤の花は

〔谷口委員〕1つであれば難しいが、複数であれば藤の花というものも選んでほしい。

〔富永委員長〕町木については。

〔宮崎副委員長〕例えば、遠軽町の花は何々、丸瀬布地域は藤、白滝地域というのは何々といった考え方はあるのか。

〔富永委員長〕皆さんの考えだと思う。これが絶対だというものがない。

〔青木委員〕合併して一つの町なので、地域で選ぶのは反対である。

〔吉川委員〕町花を皆さんが言えるような状況の方が良い。

〔富永委員長〕シンボリックな花を決めることが必要であるとの意見である。

〔木村委員〕一つにまとめる必要はないと思う。ただ、地域で考えるのではなく、季節で決めるのはどうか。例えば、春は藤で秋はコスモスにすることができる。

〔谷口委員〕お互いの地域で大切にしているものは、複数選ぶことで良いと思う。逆に一つにするとほかの地域の方から反発が出てくるのであれば、複数でも良いと思う。

〔富永委員長〕町花について、色々な意見が出ましたが、町木についても同じ考え方になると思う。これらの意見を十分に把握されながら、次回に決めていくことでよろしいでしょうか。

〔委員〕はい。

〔富永委員長〕あと、町木は何かありませんか。丸瀬布や白滝の山奥にはアカエゾマツとかたくさんあるのでは。

〔佐藤委員〕ヤマハの会社があるが材料のアカエゾマツはない。中国やカナダから輸入している。

〔中村委員〕町花・町木ということで話になっていますが、町木について無理して制定するよりも、それに代わるものがあれば選んでいった方が良いと思う。

〔富永委員長〕町花・町木に代わるものがあれば、その方が良いとの意見である。黒曜石やジオパーク。そして、いま危惧しているのは、この1時間程度で是非を決定することで良いのかどうか。町民憲章は皆さんつくるべきとの意見であったから良いが、これについては、相当の皆さんの思いが錯綜している。

〔佐藤委員〕丸瀬布ではオオイチモンジのことがある。栗山町には国蝶のオオムラサキがある。また、アサマシジミは絶滅危惧種であり保護をしている。

〔富永委員長〕鳥はありませんか。イメージがないようなので、動物はありませんか。川魚はありませんか。生田原のヤマメは有名ですが。

〔宮崎副委員長〕今日は部会の話はしませんか。

〔富永委員長〕今日は無理だと思います。危惧しているのは、町花・町木の制定の是非を今日決めることは無理だと思う。事務局としては、今日中に結論を出す必要はありますか。

〔舟木課長〕そんなことはありません。次回、継続協議していただいて構いません。

〔富永委員長〕町花・町木等は次回にもう一度皆さんが整理をしていただいて、意見を出してほしいと思いますが、よろしいですか。

〔委員〕はい。

6 その他

〔富永委員長〕部会については、次回決定していきたい。

〔吉川委員〕部会については、具体的な作業をする段階において必要で、議論は全体で行った方が良いと思う。

〔富永委員長〕委員の皆さんは整理をしていただき、次回に臨んでいただきたい。

次回の会議は、9月1日（火）午後2時で決定

7 閉会